

秋田駅東第三地区 区画整理だより

“ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし”
Communication
第 53 号
2021 年 5 月 17 日
発行 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3
Tel (018)-834-2204 Fax (018)-832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.lg.jp

令和3年度事業内容と進捗状況

おもに東側区域の道路の整備や建物移転を進めます。

道路整備 都市計画道路3路線・区画道路12路線

建物移転 16戸

秋田駅東第三地区	令和2年度末	令和3年度末
進捗率	約72.3%	約77.4%（見込み）

職員の紹介

5月1日付け人事異動による駅東事務所の新体制です。

ご近所や駅東事務所で見かけたらお気軽に声をかけてください。

所 長 佐 々 木 嘉 文	
計 画 工 事 担 当	全体事業計画および事業予算等に関する事。道路工事に関する事。 古木副参事・藤倉主席主査（兼務）・藤島主席主査・木村主査・ 吉田主任・佐藤(剛)技師
換 地 担 当	仮換地、土地の使用および管理に関する事。 川辺主席主査・藤倉主席主査・三浦(正)主査
補 償 担 当	建物、工作物等の補償。新築建物の手続き、仮設住宅等に関する事。 渡辺副参事・三浦(菜)副参事・小玉主席主査・屋代主席主査・ 最上主任・大久保主任・佐藤(学)技師・川上技師

設備などをお貸ししています

会議室と小型除雪機を無料でお貸ししています。貸し出し方法は駅東事務所へお問い合わせください。

☆駅東会議室☆

地域のみなさまの交流や会合などに使用する目的でお貸ししています。

☆小型除雪機☆

地域のみなさまが自ら実施する除雪作業を支援しています。3台の小型除雪機を準備しています。

ホームページについて

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、ぜひご覧ください。ホームページのアドレスは次のとおりです。

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/machizukuri/1011485/1007504/index.html>

☆主な内容☆

○事業概要

○関連情報

- ・ 予算概要
- ・ 公共施設整備内容と進捗率
- ・ 区画整理だよりについて
- ・ 工事施工状況
- ・ 道路施工済箇所
- ・ 各種届出様式
- ・ よく寄せられる質問・要望などについて

道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら東部市民サービスセンター（電話853-1039）までご連絡ください。

土地区画整理事業についてのよくある質問

Q 1 地区内の土地を売買・贈与・相続したい。

A 1 売買・贈与・相続を行う前に必ず駅東事務所へご相談ください。

複数の従前地を合わせて一つの仮換地となっている場合があります。(例：宅地部分と道路部分)所有者が異なると、一つの仮換地として扱えず不具合が生じます。

また、所有権移転をおこなった場合は、届出が必要となりますので駅東事務所へ連絡してください。

Q 2 仮換地の詳細な情報が知りたい。

A 2 個人情報のため、駅東事務所で直接お答えいたします。

権利者の方は、本人確認のため免許証などの身分証をお持ちください。また、権利者以外の方は、委任状が必要となります。

Q 3 仮換地を分割したい。

A 3 技術的な助言が必要ですので、駅東事務所へご相談ください。

仮換地を分割したい面積に応じて、従前地を分筆する必要があります。

Q 4 仮換地指定通知を紛失してしまった。

A 4 仮換地指定通知は再発行できません。

ただし、代わりになる証明書を申請により発行できますので駅東事務所へご相談ください。

(有料：1通300円)

権利者以外の方の申請は委任状が必要になります。

Q 5 住宅の建替えにあたり、仮換地の位置を現地にあらわしてほしい。

A 5 駅東事務所へご相談ください。

Q 6 移転補償費はどのように算定されるのか。

A 6 秋田市が委託した調査会社が、建物等物件の調査を行い、その調査資料を基に国の基準に照らし合わせて算定しております。

なお、土地区画整理事業施行者(秋田市)と建物の所有者との間で、移転補償契約を締結し、補償費が支払われます。

Q 7 移転工事(解体等)は誰が行うのか？

A 7 業者の選定を含め、建物等の所有者で行うこととなります。

Q 8 移転工事の業者を紹介してほしい。

A 8 秋田市では特定の工事業者等の紹介を行っておりません。所有者ご自身で探していただくようお願いします。

土地区画整理審議会委員選挙のお知らせ

関係権利者の方々の意見を事業に反映させるための重要な機関として、土地区画整理審議会が設置されておりますが、これを構成する委員の任期（5年）が今年で満了を迎えるため、7月18日(日)に選挙を行う予定です。

選挙までの主なスケジュールは、次のとおりです。

- ・ 5月25日(火) 選挙人名簿の縦覧開始
 - ・ 縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで
 - ・ 縦覧場所：秋田駅東地区土地区画整理工事事務所
(秋田市手形字山崎44番地3)
- ・ 6月7日(月) 選挙人名簿の縦覧終了
- ・ 6月28日(月) 選挙人名簿の確定および選挙すべき委員の数の公告
- ・ 6月29日(火) 立候補の届出、推薦届の受付開始
- ・ 7月8日(木) 立候補の届出、推薦届の受付終了
- ・ 7月9日(金) 候補者の公告
- ・ 7月12日(月) 選挙場、投票時間、開票日時の公告
- ・ 7月18日(日) 投票、開票
- ・ 7月19日(月) 当選人決定の公告

選挙に関するQ&A

Q1 立候補する場合の手続きを教えてください。

A1 選挙人名簿を確定させる旨の公告があった日から10日以内に立候補届又は立候補推薦届(本人の承諾が必要)を市長に提出することにより、候補者となることができます。

Q2 選挙する人は誰ですか。

A2 施行地区内の関係権利者の方々が選挙人になります。所有権者から選出される委員は宅地の所有権者の方々が、借地権者から選挙される委員は借地権者の方々が、それぞれ選挙します。学識経験者から選出する委員は、市長が決定します。

Q3 不在者投票はできますか。

A3 できません。

Q4 代理投票はできますか。

A4 できません。

Q5 委員の身分は。

A5 地方公務員で、非常勤の特別職にあたります。

Q6 土地区画整理審議会の役割は。

A6 仮換地の指定や換地計画などについて、意見を述べるなどの権限があります。

〈委員の選挙に関しまして、ご不明な点がありましたら、当事務所にご連絡ください〉

事業の進捗状況

千秋山崎線築造工事について

工事概要

総延長 約470m (うち約90mは整備済み)
完成予定 令和9年度

東第三地区は今年度鉄道横断部の地盤改良を行う予定です。

※工事の際は騒音、振動が発生することもあります
が、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

千秋山崎線完成イメージ図



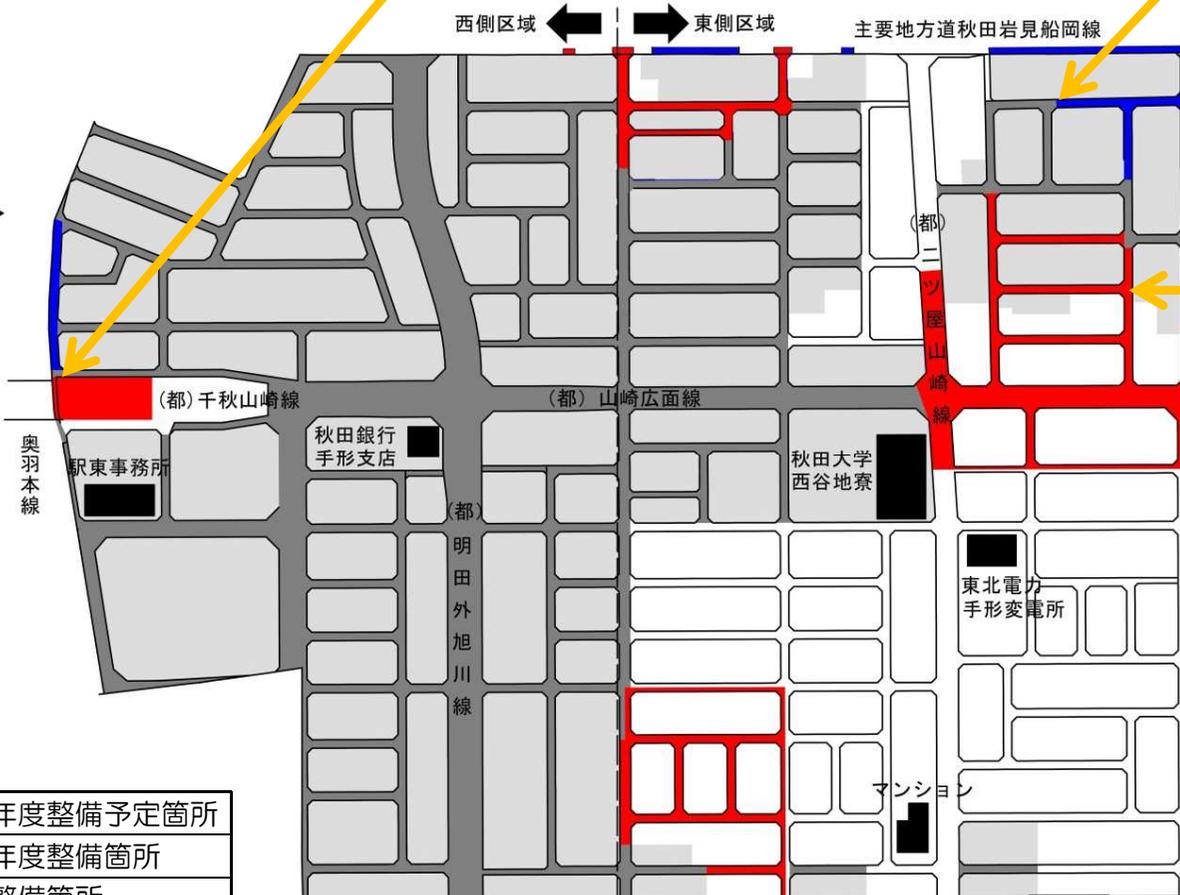
▶ 道路を舗装しました (区画道路6-94号線/幅員6m)



施工前



施工後



	令和3年度整備予定箇所
	令和2年度整備箇所
	過年度整備箇所

▶ 道路を新設しました (区画道路6-89号線/幅員6m)



施工前



施工後